

自動車基準の国際調和、相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、相互承認の推進のため、平成10年に「車両等の型式認定相互承認協定」（以下「相互承認協定」という。）に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところです。

ここで、新たに相互承認（特定の装置について外国政府の認定を受けている場合、我が国において型式指定を受けたものとみなすこと。）を行うために、日本が既に採用している「突入防止装置に係る協定規則（第58号）」その他11規則の改正案が、平成19年11月に開催された両協定の運営委員会である国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の第143回会合において採択され、平成20年7月11日に当該改正案が発行されることとなっています。

これを受け、今般、「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）、「装置型式指定規則」（平成10年運輸省令第66号）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正し、平成20年7月11日から施行することとしました。

2. 改正概要

(1) 協定規則の改正に伴う既存採用事項の基準改正概要は以下のとおりです。

① 突入防止装置

「突入防止装置に係る協定規則（第58号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量3.5t以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車を除く。）及びポール・トレーラに適用します。

【改正概要】

- 突入防止装置の強度試験において、負荷荷重を変更（従来の2倍）しました。
- 昇降装置が取り付けられている場合については、分割した突入防止装置の構造要件を定めました。
- 車両の最後端について、従前は地上高3m以上を除いていましたが、今後は地上高2m以上を除いた部分としました。

【適用時期】

- 平成24年7月11日以降に製作される自動車に備える突入防止装置に適用します。

② 車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯

「車幅灯、尾灯、制動灯及び補助制動灯並びに前部上側端灯及び後部上側端灯に係る協定規則（第7号）」、「後部霧灯に係る協定規則（第38号）」、「駐車灯に係る協定規則（第77号）」、「側方灯に係る協定規則（第91号）」、「側

方照射灯に係る協定規則（第119号）」及び「配光可変型前照灯に係る協定規則（第123号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯に適用します。

【改正概要】

- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図りました。

【適用時期】

- 平成21年7月11日以降に製作される自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯、後部上側端灯、後部霧灯、駐車灯、側方灯、側方照射灯及び配光可変型前照灯に適用します。

③ 方向指示器

「方向指示器に係る協定規則（第6号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

【適用対象】

- 自動車に備える方向指示器に適用します。

【改正概要】

- 複数光源を持つ方向指示器はこれまでどの光源が1つ断線しても最低光度を満たすこととしていましたが、光源が断線した際の警告の作動条件を見直し、警告を発している場合には最低光度を満たさなくてもよいこととしました。
- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図りました。*

【適用時期】

- 施行日より適用します。ただし、*については平成21年7月11日以降に製作される自動車に備える方向指示器に適用します。

④ 前部霧灯

「前部霧灯に係る協定規則（第19号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

【適用対象】

- 自動車に備える前部霧灯に適用します。

【改正概要】

- 認可マークの最小寸法を12mmから5mmに見直しました。
- 既存の前部霧灯の光度要件を見直す他、新たな種別の前部霧灯を追加しました。
- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図りました。*
- LEDモジュール又は放電灯を光源とする場合は、UV放射試験と演色性試験等が適用されました。
- 前部霧灯のカットオフラインの明暗度規定を追加しました。
- 車両の左右に備える前部霧灯の一組で光度要件をみたしてもよいこととしました。
- 濃霧又は視認性を低下させる条件に反応して、前部霧灯の光度を定めら

れた範囲で自動的に変化させるものでもよいこととしました。

【適用時期】

- 平成25年7月11日以降に製作される自動車に備える前部霧灯に適用します。ただし、*については平成21年7月11日以降に製作される自動車から適用します。

⑤ 後退灯

「後退灯に係る協定規則（第23号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

- 自動車に備える後退灯に適用します。

【改正概要】

- 誤組付防止のため、光源は正規の位置以外に取り付けることができない旨の規定の明確化を図りました。*
- 複数の光源を有する後退灯は、いずれか1つの光源が断線した場合に全ての光源が消灯するよう配線されている場合は、1つの光源とみなすこととしました。
- 非交換式光源を使用する場合の配光測定方法を追加しました。

【適用時期】

- 施行日より適用します。ただし、*については平成21年7月11日以降に製作される自動車に備える後退灯に適用します。

⑥ 灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置

「灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則（第48号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車に適用します。

【改正概要】

- 最後部の側方反射器はこれまで尾灯、後部上側端灯、後部霧灯、制動灯又は最後部に備える赤色の側方灯と集合式のもの若しくは発光面の一部を共有するものにあっては、赤色であってもよいこととされていますが、後部反射器と集合式又は共通の発光面をもつ場合も赤色であってもよいこととしました。
- すれ違い用前照灯においてLEDモジュールが使用される場合、故障時に警告を発する点灯操作状態表示灯を備えることとしました。*
- すれ違い用前照灯の垂直傾斜要件に適合させるために備える照射方向調整装置は目標光束が2000ルーメン以下の場合には手動式でもよいこととされていますが、LEDモジュールを光源とする場合は自動式としました。
- 専ら乗用の用に供する自動車であって10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5t以下のもの以外の自動車に備える前部霧灯の地上高はこれまで800mm以下とされていますが、1200mm以下としました。
- 前部霧灯の幾何学的視認性必要範囲で1cd以上の光度を追加しました。**
- 既存の前部霧灯について垂直初期傾斜範囲(-1.5%以下)を定めました。**
- 新たな種別の前部霧灯について垂直初期傾斜の範囲($h \leq 0.8$:-1.5~-2.0%, $h > 0.8$:-2.0~-2.5% $h(m)$:取り付け高さ)を定めました。また、目標光

束が2000ルーメンを超える光源を使用する場合は規定の積載条件での垂直傾斜の範囲($h \leq 0.8$: $-1.0 \sim -2.5\%$, $h > 0.8$: $-1.5 \sim -3.0\%$)を定め、前部霧灯の垂直傾斜要件に適合させるために備える照射方向調整装置は自動式としました。

- 方向指示器の光源が断線した際の警告の作動条件を見直しました。*
- 牽引自動車の後部霧灯は、被牽引自動車が連結され、かつ当該被牽引自動車の後部霧灯点灯時に自動消灯することができることとしました。
- 前部上側端灯及び後部上側端灯の数はこれまでそれぞれ2個としていましたが2個又は4個としました。
- 後退灯点灯時に両側の側方照射灯が点灯してもよいこととしました。

【適用時期】

- 施行日より適用します。ただし、*については平成21年7月11日以降に製作される自動車から、**については平成22年1月11日以降に型式の認可を受ける自動車から適用します。

⑦ 再帰反射材

「再帰反射材に係る協定規則（第104号）」の改正に伴い、以下のとおり改正しました。

【適用対象】

- 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員10人以上であるもの、貨物の運送の用に供する自動車及び被牽引自動車であって車両総重量が750kgを超えるものに備える再帰反射材に適用しました。

【改正概要】

- 再帰反射材の主目的は夜間における車両の被視認性向上であるため、昼間の色度要件を規定している項目を削除しました。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

(2) その他、以下の項目について細目告示を改正しました。

① 軽合金製ディスクホイールについての名称変更

【改正概要】

- 軽合金製ディスクホイールについて、単輪用ディスクホイールの取付面とリム中心線間の距離の名称を、ISO等の規格に合わせ「オフセット」から「インセット・ゼロセット・アウトセット」に変更しました。

【適用時期】

- 施行日より適用します。

② ワンマンバスにおける乗降口の扉の開閉装置等に係る基準の明確化

【改正概要】

- 乗降口の扉を閉じた後でなければ、走行装置に動力を伝達することができない構造の解除装置が、運転者席において操作することができない旨の基準を細目告示別添106ワンマンバスの構造要件において明確化を行いました。

【適用時期】

- 平成24年7月1日以降に製作され自動車から適用します。